



平成 27 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 イソライト工業株式会社
代 表 者 代表取締役社長 窪田行利
 (コード番号 5358 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役総務部長 山脇敏弘
 (TEL. 06-7711-5801)

社外取締役および社外監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第 26 条および第 34 条の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役および社外監査役の氏名

社外取締役 白江伸宏
社外監査役 小山恵一郎
社外監査役 石川明彦

2. 責任限定契約の締結日

平成 27 年 6 月 24 日

3. 責任限定契約締結の根拠

当社定款（抜粋）

第 26 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 34 条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

4. 開示理由

上記、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約の内容等に合意を得られ、本日契約を締結いたしましたのでお知らせするものであります。

以上